

顧客情報の有償提供が弁護士法 72 条の「周旋」に該当するとされた事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 4 月 24 日
【事件番号】 令和 4 年（ネ）第 886 号
【事件名】 業務委託料請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却（請求棄却）
【参照法令】 弁護士法 27 条・72 条・77 条、民法 90 条
【掲載誌】 判タ 1537 号 100 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25624121

弁護士 深澤諭史

事実の概要

本件は、インターネットを利用した広告事業や人材派遣業等を営む控訴人ら（第一審原告たる X₁ 社・X₂ 社。以下「X ら」という。）が、弁護士である被控訴人（第一審被告。以下「Y」という。）に対し、業務委託契約に基づく委託報酬の支払を求めた事案である。

X₁ 社と Y は、平成 29 年 5 月、債務整理部門における Y の広告出稿や事務作業等の受託等を内容とする業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。後に X₂ 社も加わった本件事業のスキーム（以下「本件スキーム」という。）は概ね以下のとおりである。

(1) 訴外企業（本件サイト運営者）が、インターネット上に複数の弁護士の情報を掲載して債務整理の相談希望者を集客するポータルサイトを開設し、相談希望者の顧客情報（氏名、連絡先、負債総額等）を取得する。

(2) X₁ 社は、本件サイト運営者と Y の広告掲載契約を締結するとともに、本件サイト運営者が取得した顧客情報を 1 件 1 万 5000 円で買い取る。なお、本件サイト運営者が X₁ 社を介さずに直接 Y へ顧客情報を提供することはなかった。

(3) X₁ 社は、買い取った顧客情報を Y に有償で提供するほか、Y に対して運転資金 800 万円を無利息で貸し付け、事務所の賃貸、事務員の派遣等を行っていた。

(4) Y は、提供された顧客情報に基づき相談希望者と面談等を行い、委任契約を締結して債務

整理手続を進める。

(5) Y は、依頼者から受領した着手金及び成功報酬から、事務所賃料や派遣社員の人件費等の経費を X₁ 社に支払い、残額から自身の取り分として 30 万円（のちに 40 万円に増額）を受領し、その余の額（余剰金）の 90%（のちに 80%に減額）を「広告報酬」名目で X らに支払う。

Y は、X₁ 社から顧客情報の継続的な提供を受けて多数の債務整理案件を受任するようになり、X₁ 社からの借入金 800 万円を全額返済し、令和 2 年 1 月には事務所を拡大するなど、本件事業は好調に推移していた。

その後、関係悪化により令和 2 年 8 月に本件契約は合意解除された。X らは Y に対し、本件契約に基づき発生した未払委託報酬として、それぞれ約 2645 万円（控訴審における減縮後の額）及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

第一審¹⁾は、本件契約が弁護士法 72 条本文前段が禁止する非弁行為（法律事務の取扱い）、及び同法 27 条が禁止する非弁提携を目的とするものであり、公序良俗（民法 90 条）に反し無効であるとして、X らの請求を棄却した。これを不服として X らが控訴したのが本件である。

判決の要旨

控訴審（本判決）は、以下のとおり判示し、本件契約が公序良俗に反し無効であるとして第一審の結論を維持し、控訴を棄却した。

1 弁護士法 72 条本文後段の「周旋」の意義

弁護士法 72 条本文後段（以下、同条の「前段」「後段」はいずれも本文を指す。）は、弁護士等でない者が報酬を得る目的で業として法律事務の取扱いの「周旋」をすることを禁止し、同法 27 条は、弁護士がこれらの者から事件の周旋を受けることを禁止している。「周旋」とは、依頼を受けて、法律事件の当事者と、法律事務を行う弁護士との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいうとされており²⁾、本判決はこの定義を踏襲した。

2 本件行為の「周旋」該当性

Xらは、相談希望者の顧客情報等をYに有償で提供し、これによって初めてYは債務整理案件の受任が可能となっていたという関係が認められるのであり、これらの行為は、弁護士法 72 条後段が禁止する「周旋」に当たるものと認められる。

3 公序良俗（民法 90 条）違反

弁護士法 72 条後段が、弁護士と顧客との間に介在して不当な利益をあげ、国民の法律生活の円滑な営みを妨げる³⁾とともに弁護士の品位を害することとなる周旋行為を公益の見地から排除する趣旨に出たものと解されることからすると、かかる違法な周旋を前提とする本件業務委託契約は、公序良俗に違反し、民法 90 条により無効というべきである。

4 Xら及びYの主張に対する判断

Xらは「単に広告内容を企画立案し出稿しただけであるから周旋には当たらない」と主張したが、Xらは本件サイト運営者とY事務所との間で広告の出稿と顧客情報等の取得及びその提供を独占的に行うことにより委任関係を成立させており、単に広告を出稿したにとどまるものではない。

また、Yは「周旋といえるためには、顧客となり得る者をして弁護士に事件を受任させ得る程度の状態におくことが不可欠であり、顧客情報の提供だけでは当たらない」と主張した⁴⁾が、Xらの情報提供がなければYが相談希望者との委任関係を成立させることはそもそも不可能であったことから、同行為が周旋に当たるのは明らかである。

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、インターネット上のポータルサイトを利用して集客された相談希望者の情報を、非弁護士（広告業者等）が弁護士に対して有償で提供した行為が、弁護士法 72 条後段の禁止する「周旋」に該当し、かかる契約が公序良俗（民法 90 条）に反し無効となると判断された事案である。

近年、弁護士のマーケティング手法の多様化に伴い、インターネットを活用した集客代行やポータルサイト（ここでは、複数の弁護士の広告が掲載されているウェブサイトという意味で用いる）が普及している。

本判決は、外形上「広告業務委託」などの名目をとっていたとしても、事案の実態を精査し、顧客情報を有償提供して、弁護士に受任させる行為が、弁護士法 72 条後段の禁止する「周旋」に該当するという、そしてかかる契約は公序良俗（民法 90 条）に反し無効となるから、委託した弁護士は広告業者に報酬を支払う義務はないと判断した。

弁護士が弁護士法 72 条違反の者から紹介を受けることを非弁提携（弁護士法 27 条）というが、非弁提携は外から見て判断が困難である。本件も、弁護士と広告業者との間にトラブルが生じなければ明るみに出ることにはなかったと思われ、珍しい事件といえる。非弁提携がこのように民事裁判で争われるケースは少ない。

本件は、適法な「広告代行」と違法な「周旋」（及びこれを利用する「非弁提携」）の境界線について争われたものである。

二 「非弁」と「非弁提携」

「非弁」とは、弁護士でない者が弁護士でないとできない業務を行うことをいう。その根拠は弁護士法 72 条にあり、同条は、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることを禁止している。

これに対し「非弁提携」とは、弁護士が、弁護士法 72 条ないし 74 条に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させることをいう（同法 27 条）。すなわち、非弁

行為の主体が「非弁護士」であるのに対し、非弁提携の主体は「弁護士」である点で、両者は明確に区別される。非弁提携の禁止は、弁護士が非弁行為に協力することを禁じることで、非弁行為の禁止を徹底する趣旨に出たものである。

非弁行為（弁護士法 72 条）も非弁提携（同法 27 条）も、いずれも刑事罰の対象である（同法 77 条 1 号・3 号）。

従来、非弁といえば、反社会的勢力が紛争に介入して示談交渉等を行うことが典型であり、非弁提携も、弁護士が名義を貸すだけの単純な形態が主流であった。しかし近年は、非弁業者がインターネットを利用して大量の顧客を集客して無資格で事件処理を行う手口が広がっている。非弁提携の態様も、単なる名義借りにとどまらず、弁護士に対するオフィスのサブリース、事務員の派遣、会計・経理の掌握等を通じて、弁護士の経済基盤と業務基盤を支配し、実質的に弁護士を従属させる形態へと変化している。その際、膨大な貸付を弁護士に行い、関係破綻時には弁護士が破産に追い込まれ、依頼者にも多大な損害が生じるケースも散見される。

三 弁護士職務基本規程⁵⁾による上乗せ規制

弁護士法による規制に加え、弁護士職務基本規程が上乗せ規制を設けている。同規程 11 条は弁護士法 72 条違反者の「利用」を含む非弁提携の禁止、同 12 条は弁護士報酬の非弁護士との分配の原則禁止（報酬分配規制）、同 13 条 1 項は依頼者の紹介に対する対価の支払の禁止（紹介料規制）をそれぞれ定めている。弁護士法 72 条は「非弁護士による」周旋のみを禁じており、「弁護士が」他の弁護士に事件を紹介する行為は条文上は規制対象外ではあるが、規程 13 条が会則レベルでこれを禁止している。したがって、弁護士といえども法律事件の紹介業を行うことはできない。逆にいえば、会則を変更すれば、弁護士による弁護士紹介業は現行法上は可能という整理となる⁶⁾。本件における「余剰金」の大部分を X らに支払う報酬体系は、これら（特に報酬分配）の規制にも抵触し得るものである。

四 「広告代行」と「周旋」の境界線

弁護士が広告代理店等を利用してインターネット上で広告を出稿すること自体は適法であり、純

粋な広告枠の購入や、広告事務の代行の依頼、表示回数・クリック数に応じた固定的な広告料の支払は直ちに弁護士法や弁護士職務基本規程違反となるものではない。

しかし、本件スキームにおいては、①相談希望者の具体的な顧客情報（氏名、連絡先、負債総額等）が、サイト運営者から X らを介して独占的かつ個別に Y へと「有償提供（1 件 1 万 5000 円で買い取り）」されており、②その情報提供がなければ Y は案件を受任することが不可能な構造となっていた。裁判所は、このような特定の顧客情報の有償提供行為を、単なる広告媒体の提供の枠を超え、当事者と弁護士の間に介在して委任関係の成立を容易ならしめる「周旋」に該当すると判断したのである。

五 第一審と控訴審の判断構造の違い

本件スキームにおいては、Y の取り分が月額 30～40 万円に固定され、余剰金の 80～90% が「広告報酬」名目で X らに支払われるという、通常の広告依頼とはかけ離れた報酬体系が設定されていた。加えて、事務所の賃貸、事務員の派遣、運転資金の貸付けまで X らがを行い、弁護士業務を丸抱えにする支配・従属関係が構築されていた。第一審は、この実態を捉え「(X らが) 弁護士である被告の名義を借りて、業として法律事務を扱い……弁護士法との関係は、グレーとか、すれすれとかいう程度のもではなく、それを乗り越えたものである」として、弁護士法 72 条「前段」（法律事務の取扱い＝名義貸し）の違反と構成した。これに対し控訴審である本判決は、受任の入り口である「顧客情報の提供」行為を直接捉え、同条「後段」の「周旋」該当性を認めた。

弁護士法 72 条前段が禁止する「取扱い」とは、非弁護士が自ら法律事務を行うことを意味するところ、本件において X らが行ったのは顧客情報の有償提供を通じた弁護士と依頼者との間の仲介、すなわち「周旋」であるから、同条後段の適用を正面から認めた控訴審の判断がより正確な法的構成であると考えられる。

筆者の経験上、本件のような報酬体系は非弁提携の典型的な手口である。弁護士は非弁業者からの「保証された取り分」をあたかも給料のように受け取るが、実態は弁護士報酬から利益を吸い上げられた残額に過ぎず、多額の債務も負担して経済的・業務的に非弁業者に従属する結果となる⁷⁾。

六 非弁行為を目的とする契約と無効主張

弁護士法 72 条の趣旨については、最大判昭 46・7・14（刑集 25 巻 5 号 690 頁）が、弁護士資格を有さず何らの規律にも服しない者がみだりに他人の法律事件に介入することを業とすることを放置すれば、「当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑なとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになる」として、同条はかかる行為を禁圧するために設けられた公益規定であると判示している。本判決もこの趣旨を踏襲した判示をしている。

弁護士法 72 条に違反する契約の私法上の効力については、最一小判昭 38・6・13（民集 17 巻 5 号 744 頁）が、非弁行為を目的とする委任契約は民法 90 条により無効であると判示している。本判決も同様に、違法な周旋を前提とする本件業務委託契約は公序良俗に違反し無効であると判断した。

七 実務への影響

適法な「広告」と違法な「周旋」の境界については、日弁連「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」(平成 30 年 1 月 18 日理事会議決)が具体的な判断基準を示している。同指針は、①情報提供事業者が客観的な検索条件によらず弁護士情報の選別・加工を行うとき、②事業者が閲覧者や掲載弁護士に連絡して法律相談の勧奨や面接日時の調整等を行うとき、③閲覧者からの相談内容を一旦受けて弁護士の選定に供するとき等を、周旋に該当し得る行為として列挙している。また、報酬目的については、事業者が受領する対価が紹介を受けた事件数や弁護士報酬額に応じて算定される場合には報酬目的が認められるとし、掲載期間等に応じた定額的な対価にとどまるか否かを総合的に判断すべきものとしている。

もっとも、同指針が示すのは考慮要素の例示であり、広告と周旋とを区別する明確な定義を示したものとは言い難い。もとより、両者の境界の明確な定義は困難であろうが、あえてその核心を抽出するならば、事業者が閲覧者と弁護士との間の連絡を機械的に転送・中継するにとどまるか、それを超えて情報の選別・加工や相手方の選定に関与しているか、という点が決定的な分岐点となるものと思われる。

本件スキームは、Xらがポータルサイトの閲覧

者から顧客情報を一旦受け取り、その顧客情報を特定の弁護士 Y に有償で提供するものであり、上記③に明白に該当する。弁護士業界の競争激化と IT 化が進む中、非弁業者からの「効率的な集客」の提案には重大なリスクが潜んでいるといえる。

本判決は事例判断であり、広告と周旋の区別について一般的に通用する規範を定立したものではない。しかし、非弁提携に基づく「報酬」請求権が公序良俗違反により否定されるという判断枠組みは、他の場面にも応用し得る。

例えば、非弁提携の末に弁護士（法人）が破綻した場合、破産管財人が、既払いの「報酬」について否認権を行使し、あるいは提携先の業者に対して不当利得返還請求をすることにより、元依頼者への賠償原資として破産財団の増殖を図ることが考えられる。令和 8 年 7 月 1 日施行予定の改正「弁護士等の業務広告に関する規程」11 条は、広告業者との間の契約書のみならず入出金記録の保存を弁護士に義務づけており、この資料に基づき破産管財人が調査すれば、なお被害回復の可能性も高まることが期待される。このような実務的展開を示唆する点でも、本判決の先例的価値は高いといえる。

●注

- 1) 東京地判令 4・1・13 判タ 1537 号 103 頁 (LEX/DB25603455)。
- 2) 名古屋高判昭 34・2・19 刑集 13 巻 12 号 3182 頁。
- 3) 最判昭 46・7・14 刑集 25 巻 5 号 690 頁も、同旨。
- 4) 判決文からは明らかではないが、判タ 1537 号 100 頁によれば、Xらは第一審で自らが債務整理事業を処理し、Yは名義貸しにすぎない旨主張し、Yは、仮にそうであれば本件契約は非弁提携を目的とするものとして無効であると反論した。その後、控訴審でXらが同主張を撤回し、Yもこれに同意したため、Yは非弁提携の事実を争ったものと思われる。
- 5) 日本弁護士連合会平成十六年十一月十日会規第七十号。
- 6) 弁護士職務基本規程の紹介料規制の趣旨と目的、また、弁護士による弁護士紹介事業の可能性については、深澤論史『これって非弁提携？ 弁護士のための非弁対策 Q&A [第 3 版]』(第一法規、2025 年) 42 頁以下。
- 7) 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会『解説 弁護士職務基本規程 [第 3 版]』(日本弁護士連合会、2017 年) 27 頁によれば、「本条違反……の例は相当に多い」とされている。